

第1章 計画の基本的事項

1 改定の背景と目的

芦屋市（以下、「本市」と言う。）では、昭和26年に公布された『芦屋国際文化住宅都市建設法』の理念や、昭和39年に制定した「芦屋市民憲章」の願いを基調として、個性豊かな国際文化住宅都市を形成してきました。

また、昭和48年度には『緑ゆたかな美しいまちづくり条例』を制定し、緑の保全やまちなみの美化など生活環境の保全に努め、平成17年度には、「第2次芦屋市環境計画（以下、「第2次計画」と言う。）」を策定し、目指す環境の姿として『人と環境とのすこやかな関わりを誇る都市・あしや』の実現に向けて、市民・事業者・市の協働による様々な環境保全活動に取り組み、良好な環境づくりを進めてきました。その一方で、東日本大震災の発生により顕著化したエネルギー問題や、地球温暖化や微小粒子状物質（PM2.5）*をはじめとした地球規模での環境問題への対応を更に進める必要性が高まっています。

このたび、第2次計画の目標年度である平成26年度を迎えたことから、以下に示す本市の環境における現状や変化する社会的背景と深刻化する環境問題を踏まえ、本市の環境の保全に関する施策の基本的な方向性を明らかにし、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保するため、「第3次芦屋市環境計画（以下、「本計画」と言う。）」を策定します。

◆緑ゆたかな美しい都市環境の保全

本市では、六甲山系の山々、芦屋川や海浜など豊かな自然に恵まれた特性を活かしながら、花と緑あふれる良好な住宅街のまちなみや文化的資源の保全を図ってきました。

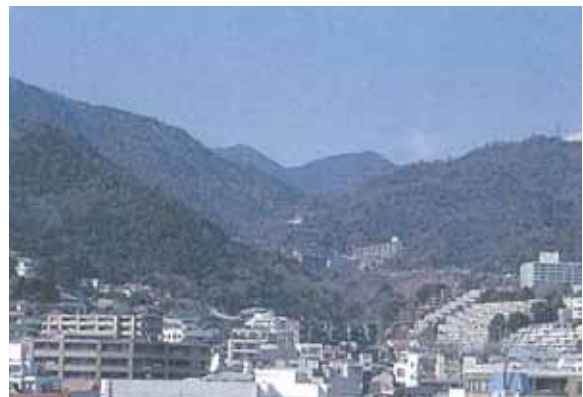
「CBD/COP10^注」以降、生物多様性*への関心が高まっていることも踏まえ、人と自然が共生できる都市環境の形成を目指します。

注 CBD/COP10とは

2010年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議を指し、2050年までに「自然と共生する」世界を実現するという「愛知目標」が採択されました。

◆公害のない快適なまちづくりの推進

従来からの大気汚染や水質汚濁といった公害に加え、近年では東日本大震災での原発事故を契機とした放射能汚染や国境を越えた微小粒子状物質（PM2.5）による広域規模での大気汚染などに対する市民の関心が高まっています。



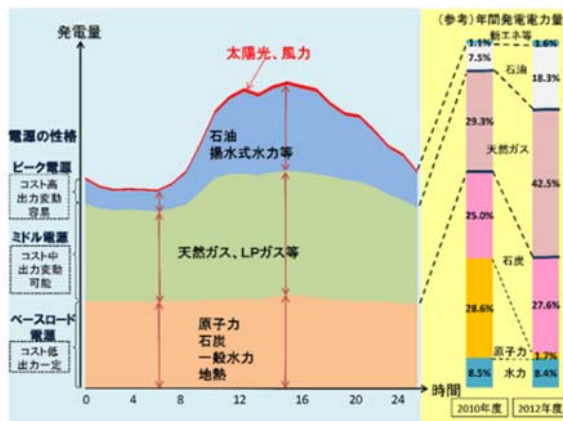
市街地より芦屋山地を望む



リアルタイム線量測定システム
出典：環境白書（平成26年度版）

◆エネルギーに関する施策の方向性

東日本大震災での原発事故を契機に国のエネルギー政策の見直しが議論される一方で、夏・冬のピーク電力需要に対応すべく節電や省エネに対する社会的要請が高まっています。



電力需要に対応した電源構成
出典：エネルギー基本計画（経済産業省）

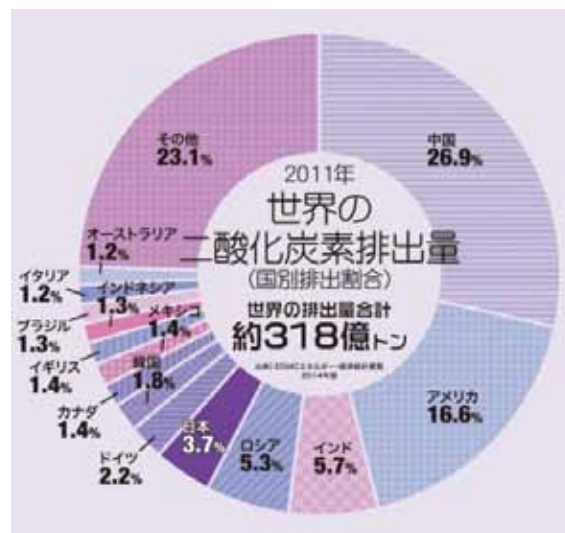
◆地球温暖化問題への対応

短時間の局地的豪雨や竜巻・突風などの発生頻度が高まっており、これらの異常気象による被害が国内各地で相次いでいます。

「IPCC^注第5次評価報告書」では、人為的な活動による温室効果ガス*の増加が気候変動の原因であることを裏付けています。

注 IPCCとは…

「気候変動に関する政府間パネル」の略称です。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織です。

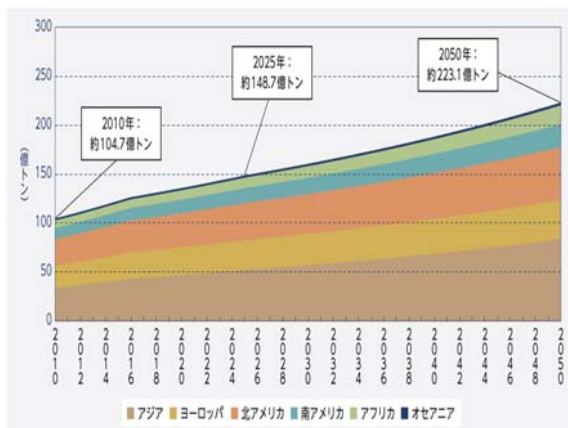


出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>)

◆持続可能な循環型社会の形成

世界における廃棄物の発生量は増加し続けており、2050年には現在の廃棄物発生量の2倍以上になると考えられています。

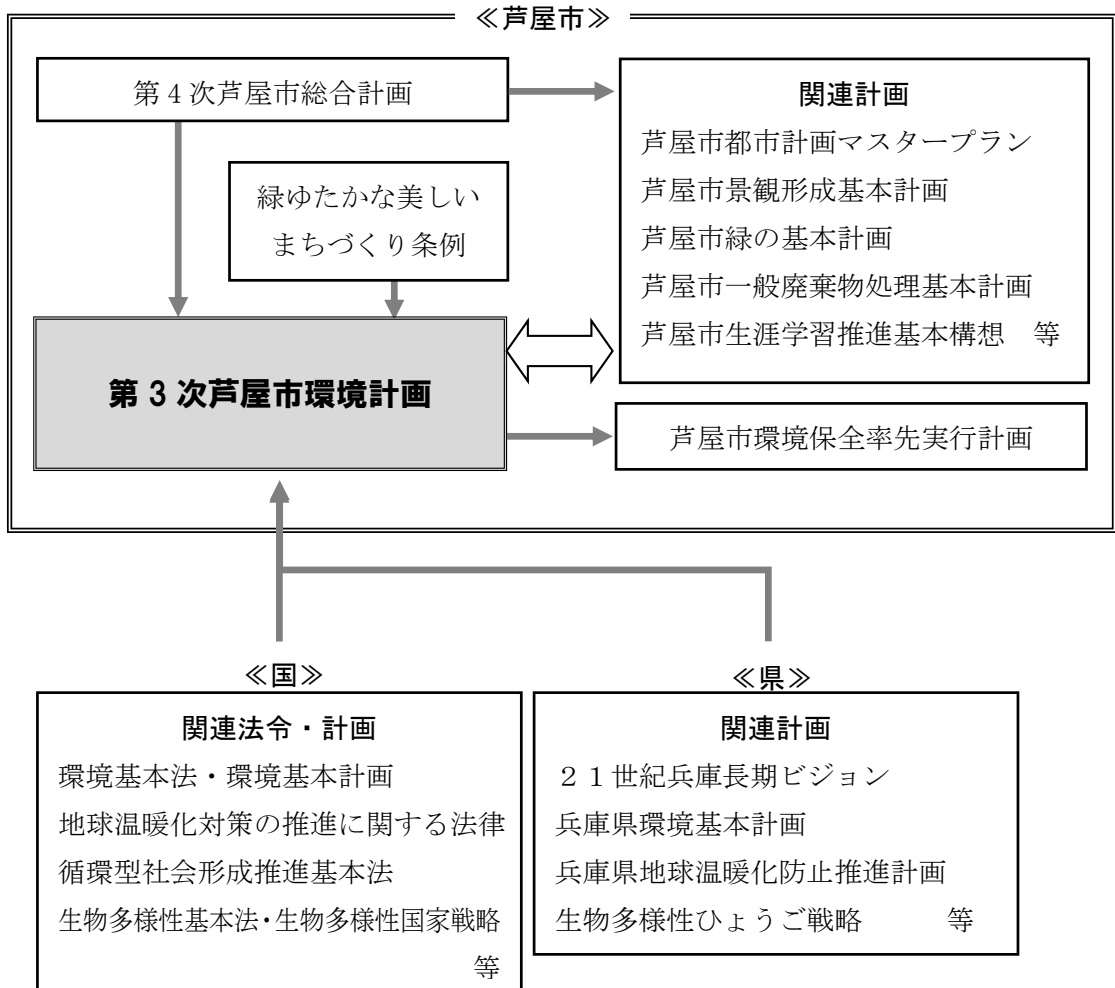
このような中、資源と人口を有する新興国の経済成長に伴い、今後世界の資源や食料などの需要は逼迫し、特に資源の大半を諸外国に依存している日本は、これらの影響を大きく受ける恐れがあると懸念されています。



世界の廃棄物量の推移 (将来)
出典：環境白書（平成23年度版）

2 計画の位置付け

本計画は、「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」第7条の規定に基づき、本市における環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画として位置付けられています。また、国・県の関連法令や計画などに加えて、本市における上位計画である第4次芦屋市総合計画や関連する諸計画との整合を図ります。



3 対象範囲

本計画で取り扱う「環境」を「自然環境」、「都市環境」、「生活環境」、「地球環境」と区分し、その内容について以下のとおり整理します。

区分	具体的な内容
自然環境	生物多様性 [*] 、地形・地質、大気・水、人と自然とのふれあい 等
都市環境	都市景観、緑、水辺、歴史的・文化的資源 等
生活環境	大気質（悪臭を含む）、騒音・振動、水質、土壌汚染、地盤沈下、有害化学物質 [*] 等
地球環境	エネルギー問題、地球温暖化、オゾン層破壊 [*] 、循環型社会の形成、水循環 等

4 対象地域

本計画の対象地域は、「芦屋市全域」としますが、環境の影響については、広く周辺環境まで視野に入れるものとします。なお、広域的に連携を図っていくべき問題については、近隣自治体などと協力して対処します。

5 対象期間

本計画の対象期間は、第2次計画の目標年度の翌年度である平成27年度を初年度とし、平成36年度までの10年間とします。また、環境に関する社会情勢の変化や科学技術の進歩などに応じた新たな課題についても、本計画の対象範囲に柔軟に取り入れ、適宜、必要な見直しを行います。

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
環境計画	第3次 芦屋市環境計画										第4次 芦屋市環境計画	
										見直し		